

さらいスタジオ 会員規約

第一章 総則

第1条(名称)

本スタジオは、さらいスタジオ(以下本スタジオという)と称します。

第2条(目的)

本スタジオは、トレーニング・エクササイズやスタジオプログラムへの参加を通じて会員をはじめとする施設を利用する全ての方々の健康づくりに寄与することを目的とします。

第3条(運営および管理)

本スタジオは、さらいが運営、管理を行います。

第二章 会員

第4条(会員制度)

- (1)本スタジオは会員制とし、入会時に選択した会員種別で契約し、施設を利用することができます。
- (2)会員の契約期間は、所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第5条(会員区分)

本スタジオの会員区分は次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については本スタジオが別途これを定めます。

- (1)個人会員
- (2)スクール会員(各講師主催によるもの)

第6条(入会資格)

- (1)本人(または家族)が望むレッスンやプログラムに安全かつ他の参加者と譲り合いながら参加できる方で、本会則および本スタジオの諸規則を遵守する方。
- (2)医師等に運動を禁じられておらず、本スタジオの利用に支障がない方(健康状態に不安のある方は別途ご相談下さい)。
- (3)反社会的行動や迷惑行為をせず、社会的良識・常識のある行動を基にスタジオを利用できる方。
- (4)暴力団関係(脱会後5年以内の方)、覚せい剤・禁止薬物常用でない方。

第7条(入会手続)

- (1)スタジオ利用者は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、定められた会費及び利用料を納入して会員の資格を得た方を本スタジオの会員とします。
- (2)原則会員本人が本クラブに届出るものとします。但し会員が未成年である場合や本人による手続きが困難な場合は同伴者(親族など)による代理手続きを可能とします。
- (3)入会可能な年齢は未就学児以下を除く全ての方が対象となります(スクール会員を除く)。
- (4)本スタジオへの入会について、身体への効果を考え、3ヶ月の継続をお勧めしています
- (5)会員数が本スタジオが定める定員に達している場合、申し込み可能な状態(既に登録済みの会員の退会など)となるまで待機していただきます。
- (6)会員は入会后、即日本スタジオの利用が可能となりますが、当月会費は27日決済します。初月の引き落

としが、当月に間に合わない場合は翌月引き落としとなります。

(7)未成年者が会員になる場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 8 条(会費・利用料)

(1)会費・利用料の金額・支払時期・支払方法は、本スタジオがこれを定めます。

(2)月会費の支払い日は、原則 27 日または会員が使用する銀行等の引き落とし日に準じます。

第 9 条(変更・退会)

(1)会員が会員種別の変更・または本スタジオを退会する場合は、退会届を毎月末まで(休館日の場合はその前日)に、所定の手続きを完了していただきます。

(2)会員の都合等により会費が 3 ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとなり、滞納した金額は完納いただきます。

第 10 条(会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、本クラブは該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

(1)本スタジオの会則、その他諸規則に違反したとき。

(2)本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

(3)会費その他の債務を滞納し、催告に応じないとき。

(4)入会に際して本スタジオに虚偽の申告をしたと判明したとき。

(5)本スタジオが本スタジオ会員としてふさわしくないと判断したとき。

第 11 条(解約)

本スタジオが会員として不適切であると判断した場合には、当該会員に対し会員契約を一方的に解約することができます。

第 12 条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

(1)会員が退会したとき。

(2)会員が除名されたとき。

(3)第 11 条により、会員契約を解約したとき。

(4)会員が死亡したとき。

(5)スクール講師が何らかの理由で本スタジオから離れ(契約解除など)、レッスン参加が難しくなったとき。

(6)経営上重大な理由により本スタジオを閉鎖したとき。

第 13 条(スクール変更・退会について)

(1)会員が本スタジオのスクール変更及び退会を希望する場合は、原則会員本人がスクール講師に直接届出るものとします。

第 14 条(変更事項の届出)

(1)会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに本スタジオに届出るものとします。

(2)会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、本スタジオは以後の責任を負いません。

第 15 条(ビジター)

本スタジオは、会員が同伴または所定の手続きにより本スタジオが承認した会員以外の方(以下ビジターという)に本クラブの諸施設を使用させることができます。尚、この場合、ビジターは別に定めた施設利用料金を支払うものとします。(体験料税込 1000 円お一人様一回のみ)

第 16 条(損害賠償)

(1)本スタジオの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、本スタジオは責任を負いません。

但し、本スタジオの責めに帰すべき事由があった場合はその限りではありません。

ビジターについても同様とします。

(2)会員が本スタジオの利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、本スタジオは一切損害賠償の責を負いません。ビジターについても同様とします。

(3)会員が本スタジオの利用に際して、会員の責に帰すべき事由により本スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。スクール会員利用者の場合、会員が受講するスクール講師が一切の責を負うものとします。

(4)本スタジオの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、原則として、会員各自の自己責任とし、本スタジオは責任を負いません。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合はその限りではありません。

ビジターについても同様とします。

第 17 条(遺失物・忘れ物・放置物)

(1)会員が本スタジオの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、本スタジオは責任を負いません。

但し、本スタジオの責めに帰すべき事由があった場合はその限りではありません。

ビジターについても同様とします。

(2)忘れ物・放置物については、原則として 2 週間保管した後に処分させていただきます。

第 18 条(その他諸規則の改定)

本スタジオは、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本スタジオの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、掲示及びウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第 19 条(閉鎖および解散)

本スタジオが必要と認めた場合、本スタジオを閉鎖および解散をする事が出来ます。

尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還致します。

(1)7 営業日を超える施設の改造または修理のとき。

(2)天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。

(3)重大な理由等が有るとき。

第三章 施設利用

第 20 条(諸規則の厳守)

会員は、本スタジオの施設利用に際して、本スタジオの会則等を遵守しなければなりません。

第 21 条(健康管理)

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 22 条(入場禁止・退場)

会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を本スタジオへの入場禁止及び退場を命じることが出来ます。

(1)伝染病等に罹患しているとき。

(2)暴力団関係(脱会後 5 年以内の方)、覚せい剤・禁止薬物常用の方。

但し、イベント招待選手やインストラクター等につきましては当該イベントにおける特例として、会社の責任により施設利用・イベント出演を承認していますのでご了承下さい。

(3)運動することが好ましくないと判断される時。

(4)許可なく他の会員を撮影すること。

(5)許可なく本スタジオにおいて物品の売買、営業行為や勧誘をすること。

(6)他人を誹謗中傷すること。

(7)他人に対する暴力行為や威嚇行為。

(8)痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。

(9)施設内に落書きや造作をすること。

(10)動物を館内に持ち込むこと(盲導犬は除外)。

(11)危険物を館内に持ち込むこと。

(12)酒気をおびての入場、及び本スタジオ内での飲食・飲酒・喫煙。

(13)本スタジオ従業員の業務を妨げる行為。

(14)他人への迷惑行為(セクハラ・ストーカー行為等)。

(15)他人の施設利用を妨げる行為。

(16)入場の際に虚偽の申告をした場合。

(17)その他本状各号に準じる行為。

第 23 条(休業)

本スタジオは、定期的な休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。